

< 参考 >

用語の説明

用語の説明

あ行

- ・ N P O (法人)

Non Profit Organizaition の略。「特定非営利活動促進法 (N P O 法) (平成 10 年施行)」により法人格を認証された民間の非営利組織。営利を目的としない、広く社会一般の利益のための市民等の活動を行う組織。

か行

- ・ 環境共生住宅

地球環境を保全するという観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で十分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的に係りながら、健康で快適に生活できるように工夫された住宅、およびその地域環境のこと。(財)建築環境・省エネルギー機構HPより)

- ・ 景観ガイドライン

地域にふさわしいまちなみや景観のあり方やそれを実現するための枠組みや取り組みを定めた、まちづくりのビジョン。

- ・ 景観法

「美しい国づくり政策大綱 (平成 15 年公表、国土交通省)」に沿って、平成 16 年に施行。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図ることを目的とする。

- ・ 建築協定

住宅地等の環境や利便性の維持向上などのため、関係権利者全員の合意によって、建築基準法に定められた最低限の基準に加え、きめ細かい基準を定め、互いに守りあっていくことを約束する協定。

- ・ 高齢者円滑入居賃貸住宅

「高齢者の居住の安定確保に関する法律 (平成 13 年施行)」にもとづき、高齢者であることを理由に入居を拒まない賃貸住宅として登録された住宅。

- ・ コミュニティビジネス

地域の課題を地域住民が主体的となって、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み

さ行

- ・ 最低居住水準 及び 誘導居住水準

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である。その面積は、概略以下のように設定されている。

(1) 単身者 25 m²

(2) 2人以上の世帯 10 m²×世帯人数+10 m²

誘導居住面積水準は、世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準であり、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準からなる。その面積は、概略以下のように設定されている。

(1) 一般型誘導居住面積水準

① 単身者 55 m²

② 2人以上の世帯 25 m²×世帯人数+25 m²

(2) 都市居住型誘導居住面積水準

① 単身者 40 m²

② 2人以上の世帯 20 m²×世帯人数+15 m²

- ・ 住宅ミスマッチ

居室が多い住宅に高齢者など少人数の家族が居住し、反対に子供の数が多いファミリー世帯が狭い賃貸住宅に居住している状態。

- ・住宅弱者
収入や年齢、国籍、家族構成、身体状況等により賃貸住宅へ入居が制限される可能性がある人々。
- ・住宅性能表示制度
「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、住宅の性能を第三者機関が客観的な基準により評価した結果を等級や数値などによって表示する制度。
- ・シックハウス
化学物質を放散する建材や内装材の使用等により、新築、改築後の住宅等において、化学物質による室内空気汚染等により、居住者の様々な体調不良が生じること。
- ・新耐震基準
昭和 56 年 6 月 1 日に建築基準法（施行令）の改正（施行）により、それまでの建築物等に対する耐震基準が強化されている。改正前の基準と区別する上で新耐震基準と称している。新耐震基準は、建築物の耐用年数中に何度か遭遇するような中規模の地震（震度 5 強程度）に対しては構造体を無被害にとどめ、極めてまれに遭遇するような大地震（震度 6 強程度）に対しては人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としている。
- ・ストック（住宅）
ある時転において、すでに建設され、存在する既存住宅のこと。建設中或は今後建設される住宅と区別する上で使用される言葉。
- ・セーフティネット
低額所得者、被災者、高齢者、子供を育成する家庭等住宅の確保に特に配慮を要する者に対し、行政等が関与・支援して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を確保するための仕組み。

た行

- ・耐震改修
大地震に備えて耐震診断を受け、診断結果の結果、耐震性に問題がある建物について行う、適切な補強工事のこと。
- ・耐震改修促進計画
将来発生が危惧される大規模地震に備え、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 17 年 11 月改正）に基づき、耐震性が低いとされている新耐震基準以前の市有建築物、市内の住宅及び特定建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値の設定、目標値を達成するための必要な施策等を定めるもの。成田市は、平成 20 年 3 月に策定。
- ・耐震診断
地震による破砕・倒壊を未然に防ぐため、既存の建築物の構造的強度を調べ、想定される地震に対する安全性（耐震性）、受ける被害の程度を判断する行為。
- ・地域住宅計画
「地域に根ざした住まい・まちづくり」を進める制度として昭和 58 年度に創設され、それぞれの地域の気候・風土、伝統、文化、地場産業などを大切にしながら、地域の発意と創意により住まいづくり・まちづくりを推進することを目的とする。成田市は、昭和 60 年 3 月に策定した。
- ・地区計画（制度）
市民の生活に結びついた周辺の一定範囲について、道路や公園の配置や建物の建て方等に関する制限などを、その地区の特性や住民意向等に応じて細かく定めるまちづくりの計画。
- ・DV
Domestic Violence の略。同居している配偶者や内縁関係にある者、親・子・兄弟・親戚などから受ける家庭内暴力のこと。

な行

- ・成田市市営住宅ストック総合活用計画 及び 成田市市営住宅等長寿命化計画
「成田市市営住宅ストック総合活用計画」は、公営住宅等関連事業推進事業制度要綱（平成 6 年 6 月）に基づき、現在ある市営住宅を実情に合わせ、建替・改善・維持保全など適切な手法を選択し、市営住宅をより有効に活用するための計画。平成 18 年 2 月策定。制度要綱の改正（平成 21 年度実施）により、市営住宅ストック総合活用計画は、「市営住宅等長寿命化計画」に変更された。

・二地域居住

都市住民が、本人や家族のニーズ等に応じて、多様なライフスタイルを実現するための手段の一つとして、農山漁村等の同一地域において、中長期（1～3ヶ月程度）、定期的・反復的に滞在すること等により、当該地域社会と一定の関係を持ちつつ、都市の住居に加えた生活拠点を持つこと。

は行

・バリアフリー

障がいのある人が、生活していくうえでの障壁（バリア）となるものを除去する（フリー）という意味。

・犯罪の防止に配慮した住宅の構造及び設備に関する指針

「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（平成16年10月施行）」に基づき、防犯に配慮した住宅を建設、設計、供給する事業者及び共同住宅の所有者等に対し、住宅の整備について努力規定を定めたもの。平成16年11月告示。

・防犯に配慮した道路・公園・駐車場、住宅等の構造、設備に関する指針

「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例（平成16年10月施行）」に基づき、防犯に配慮した道路、公園、駐車場及び駐輪場の構造及び設備に関し参考となる事項を示したものの。

・防犯優良駐車場認定制度

センサシステムの設置、照明の照度等防犯対策を行っている駐車場を「防犯優良駐車場」として、千葉県防犯協会が認定し登録する制度。

・防犯優良マンション認定制度

照明・オートロック・防犯カメラの設置など、外部からの侵入をしにくくするための対策を行っているマンションを「防犯優良マンション」として千葉県防犯協会が認定し登録する制度。

ま行

・マンション履歴システム（マンションみらいネット）

公益を目的とした機関が、管理組合に代わって修繕工事の履歴を保管する仕組み。修繕履歴情報をしっかり整備し、修繕や管理をきっちり行っているマンションの評価を高めて、情報開示することによって、中古マンションの購入希望者が安心して購入できる仕組みを構築し、中古マンションの流通を活性化していこうとするもの。平成17年に財団法人マンション管理センターにより運用開始。

や行

・優良建築物等整備事業

市街地の環境改善とともに良好な市街地住宅の供給等の促進を図る事業。一定割合以上の空地確保や、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優れた建築物等の整備に対して、共同通行部分や空地等の整備について補助を受けることができる。

・ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、体格などにかかわらず、施設や製品、環境などがすべての人にとって、使いやすくデザインすること。

ら行

・ライフステージ

人生のうちで、個人の生き方や生活様式等がいろいろな節目により変化する、それぞれの段階の状況。いろいろ区分されるが、家庭生活における例としては、新婚期、育児期、教育期、子ども独立期、老夫婦期などの区分がある。

